

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業
公募型プロポーザル

応募要項

徳島県

令和7年10月3日

《目 次》

1	応募要項の位置付け	1
2	事業概要	1
3	事業方式等	1
4	スケジュール	3
5	現場見学	3
6	質問及び回答	4
7	個別対話	4
8	参加資格要件	5
	(1) 総則	5
	(2) 全構成員に共通する参加要件	5
	(3) 設計企業の資格	6
	(4) 工事監理企業の資格	7
	(5) 施工企業の資格	8
9	参加表明書の提出	9
10	技術提案書等の提出	10
11	審査・選定	13
	(1) 審査委員会の設置	13
	(2) 審査方法	14
	(3) 審査基準	15
	(4) 優先交渉権者の選定に係る非選定理由についての質問	16
12	優先交渉権者決定後の交渉、契約締結	16
13	その他契約に関する事項	17
14	その他留意事項	18
15	担当窓口	19
	Summary	19

1 応募要項の位置付け

「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業公募型プロポーザル 応募要項（以下「本要項」という。）」は、徳島県（以下「県」という。）が、藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するに当たり、公平性及び透明性を確保しつつ、幅広い提案を受けるため、本事業への参加を希望する事業者を対象に公表するものです。

なお、本要項について、質問及び回答、個別対話等を踏まえ、技術提案書等の受付までの間に内容を追加、変更する場合があります。

2 事業概要

(1) 業務名

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業

(2) 業務場所

徳島県徳島市藍場町2丁目4番地ほか

(3) 施設概要

要求水準書のとおり

3 事業方式等

(1) 事業方式

本事業は、事業者が新ホールの設計及び建設を行った後、県に所有権移転をした上で、維持管理・施設運営業務を行う方式により実施し、募集に当たっては、新ホールの早期整備等を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」によらない民間提案として、PFI的手法（PPP方式）の提案を求めます。

なお、本事業は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける事業です。

(2) 業務範囲及び業務内容

本事業の業務範囲は、以下のとおりとします。

なお、具体的な業務については、要求水準書のとおりとします。

①設計・施工等業務

- ・設計業務（各種調査等、基本・実施設計業務、解体他設計業務、各種申請業務、設計意図伝達業務）
- ・工事監理業務
- ・建設業務
- ・解体他業務
- ・県への所有権移転業務

- ※ 上記のうち、新ホール建設に伴う一連の工事となる「解体他業務」、「解体他設計業務」及び「工事監理業務」のうち地下駐車場等の解体他工事の監理業務（以下「解体他業務等」という。）については、技術提案等により、事業者が実施する業務から除くことができます。
- ※ 設計業務の中に含む「地質調査」については、質問及び回答、個別対話を経て、事業者が実施する業務から除き、県において別途実施する可能性があります。
- ※ 「備品調達、設置業務」については、現時点では県による実施を見込んでいます。ただし、事業者による実施の方が、コストや、スケジュールの効率性など、有利であることを説明できる場合は、当該業務の一部または全部を、本事業の提案の中に含むことができます。

②維持管理・施設運営業務

- ・維持管理業務
- ・施設運営業務

(3) 事業費参考価格

本事業の事業費参考価格については、以下のとおりです。

なお、下記の「施設整備費」については、提案額が事業費参考価格を超過した場合、失格とします。

●施設整備費

17,280,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

- ※ 上記は、設計業務、工事監理業務、建設業務及び解体他業務に要する費用を含みます。
- ※ 本事業で解体他業務等を実施しない場合は、上記から、当該業務に要する費用 1,336,400,000 円（最大）を除いた金額を事業費参考価格とします。
- ※ 地質調査については、質問及び回答、個別対話を経て、事業者が実施する業務から除く可能性があります。その場合は、当該業務に要する費用 19,000,000 円を除いた金額を事業費参考価格とします。

●施設整備費以外の業務に係る経費（維持管理・施設運営費など）

建設コストだけでなく、ランニングコストも考慮し、トータルコストの低減を図ることができる計画として提案をしてください。

その際、従来型手法による整備・運営と比較し、コスト低減を図ることを前提としており、VFM など、コスト低減計画を具体的に示した上で提案をしてください。

なお、「備品調達、設置業務」を本事業に含めて提案する場合、「藍場浜公園西エリアにおける新ホール早期整備プラン」の中では、備品費として、本体工事費の 5%程度の金額を見込んでおり、その点にも留意してください。

- ※ 特別目的会社（以下「SPC」という。）の経費（開業費用を含む）や、所有権移転後の金利経費などの費用については、原則として、「施設整備費以外の業務に係る経費」に含みます。
- ※ VFM などの算定上で必要となる基準値の考え方は、質問及び回答や、個別対話を経て、公募期間中の早期の段階で示すことを予定しています。

4 スケジュール

(1) 事業者の選定スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールの概要は、以下のとおりです。

また、スケジュールは、状況により変更する場合があります。

日 程 (予定)	内 容
令和7年10月 3日(金)	・公告及び応募要項等の公表
〃	・質問書、個別対話申込書及び参加表明書提出受付開始
10月31日(金)	・質問書提出締切
11月11日(火)	・質問回答書公表 ※ 可能なものから随時公開
12月 2日(火)	・参加表明書提出締切
12月 5日(金)	・参加資格確認結果通知
令和8年 1月30日(金)	・個別対話受付締切
2月 2日(月)	・技術提案書等提出受付開始
3月 2日(月)	・技術提案書等提出締切
3月24日(火)	・プレゼンテーション審査等
〃	・審査結果の公表、優先交渉権者決定

(2) 事業の実施スケジュール

本事業の事業期間は、優先交渉権者決定後、事業者からの提案をもとに、交渉によって決定します。

設計・施工等業務に要する期間については、県で実施した「新ホール整備候補地調査業務」で、調査モデルプランをもとにした期間を示していますが、積極的な工期短縮の提案により、令和12年2月までにしゅん工することを期待します。

工期短縮の提案に当たって、事業者が実施する業務から解体他業務等を除く場合は、県が実施する工程との調整が必要であることに加え、新ホール建設や、地下駐車場解体等に伴う都市公園法、都市計画法等の関係法令に係る所要の手続きに一定の期間を要することにも留意してください。

また、維持管理・施設運営業務に係る期間については、県への所有権移転後、中長期的な期間（15年間程度）とすることを想定しています。

なお、契約締結後、事業者の責めによる設計・施工等業務の履行期間の延長に係る交渉には応じないものとします。

5 現場見学

事業対象地は、すべて公共用地であり、立ち入りの制限を設けていないため、現場見学は各自で実施することとします。ただし、地下駐車場の見学については、営業時間が午前7時から午後11時までであることに留意するとともに、大人数となる場合は事前に担当窓口までお問い合わせください。

なお、現場見学の際は、極力、公共交通機関を利用し、関連施設の一般利用者に配慮してください。

6 質問及び回答

(1) 質問書の受付期間

- ・ 公告日から令和7年10月31日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

- ・ 徳島県 観光スポーツ文化部 文化振興課（文化プロジェクト担当）
- ・ E-mail bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp
- ・ TEL 088-621-2249

(3) 提出方法

- ・ 質問書を、電子メール（Excel データ形式）にて提出してください。
- ・ メールタイトルは、「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業__質問書」としてください。
- ・ 送信後に、必ず電話により受信を確認してください。

(4) 回答日

- ・ 令和7年11月11日（火）

※ 上記の日までに、可能なものから随時回答を公開します。

(5) 閲覧方法

- ・ 県ホームページに掲載
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/bunka/7307432/>

7 個別対話

本要項、要求水準書等に関する県の意図と事業者の解釈に齟齬が生じないようにすることや、施設の機能向上、コスト縮減、工期短縮など、提案の質的向上を図ることなどを目的として、質問及び回答に加え、技術提案書等の提出受付前に、県と事業者の個別対話を随時実施します。

(1) 個別対話の受付期間

- ・ 公告日から令和8年1月30日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

- ・ 徳島県 観光スポーツ文化部 文化振興課（文化プロジェクト担当）
- ・ E-mail bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp
- ・ TEL 088-621-2249

(3) 申込方法

- ・ 個別対話申込書を、電子メール（Excel データ形式）にて提出してください。
- ・ メールタイトルは、「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業__個別対話」としてください。
- ・ 送信後に、必ず電話により受信を確認してください。

(4) 対話の実施方法

- ・ 上記申込受付後、対話の実施日を調整し、申込者に時間と場所を電子メール等にて通知します。
- ・ 対話は、原則として、対面またはオンラインにより実施します。
- ・ 対話は、非公開で実施しますが、対話の結果については、対話参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある内容等を除き、徳島県ホームページで公表します。

8 参加資格要件

(1) 総則

- ① 応募者は、設計企業、工事監理企業、施工企業、維持管理・施設運営企業を含む、複数の企業によって構成されるグループとし、本事業で資金調達することを見込み、確実な事業執行が担保される体制を確保するため、SPC を組成することとします。

なお、SPC の組成にあたって求める条件等については、質問及び回答や、個別対話を経て、示す予定としています。

- ② グループの構成に当たっては、構成員の中から「総括企業」を定めた上で、各企業の役割を明確に定めてください。

(2) 全構成員に共通する参加要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の開始の命令がなされた者でないこと。
- ⑤ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- ⑥ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- ⑦ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者でないこと。
- ⑧ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所閉鎖命令を受けている者でないこと。

- ⑨ 最近１年間に於いて法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑩ 「11 審査・選定」の「(1) 審査委員会の設置」による審査委員及びアドバイザーの所属する団体等並びに有限会社空間創造研究所と、資本面又は人事面において関係がない者であること。
- ⑪ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- ⑫ 応募者であるグループの構成員のいずれも、他の応募者でなく、又は他の応募者であるグループの構成員でないこと。
- ⑬ 応募者であるグループの構成員のいずれも、他の応募者であるグループの構成員と資本面又は人事面において関係がない者であること。

(3) 設計企業の資格

提案審査前の確認事項： ①から③の要件を満たすこと。複数の者が設計企業として参加する場合は、
①の要件は全ての者が満たすこととし、②及び③は少なくとも１者が満たすこと。
優先交渉権者決定後の確認事項： ④の要件を満たすこと

- ① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 平成 17 年 4 月 1 日から公告日までの間で、次に掲げるア又はイの要件を満たす建築物の新築、増築、改築又は大規模改修工事の実施設計業務を元請として履行した実績を有する者であること。

ア 同種施設

次に掲げる a 及び b の要件を満たす建築物（増築の場合は、当該部分）であること

a 次に掲げる用途に該当すること

劇場

b 次に掲げる(a)及び(b)の条件に該当すること

(a) 1,200 席以上の客席を有する、又は延べ面積が 10,000 m²以上であること

※ 複合施設の場合は、a の用途に供する部分が上記の条件に該当すること

(b) 公告日時点で工事が完成し、引き渡し完了している建築物であること

イ 類似施設等

次に掲げる a 及び b の要件を満たす建築物（増築の場合は、当該部分）であること

a 次に掲げる用途に該当すること

類似用途（劇場、映画館、美術館、博物館、図書館）又は公共施設（類似用途を除き、住民の利用に供するための施設に限る）

ｂ 次に掲げる(ａ)及び(ｂ)の条件に該当すること

(ａ) 800 席以上の客席を有する、又は延べ面積が 6,000 ㎡以上であること

※ 複合施設の場合は、a の用途に供する部分が上記の条件に該当すること

(ｂ) 公告日時点で工事が完成し、引き渡しが完了している建築物であること

③ 配置予定技術者として、次に掲げるア及びイの要件を満たす管理技術者及び主任担当技術者を本事業の期間中に配置できること。

ア 参加表明書の提出日以前に応募者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であること

イ 管理技術者にあつては、一級建築士取得後 13 年以上の建築に係る設計業務経験を有する者であること

④ 令和 6・7 年度徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）（以下「参加資格業者名簿」という。）に登載されている者であること。ただし、当該名簿に未登載である場合は、令和 7 年 11 月 28 日（金）までに、測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査の申請を行っている者に限る。

(4) 工事監理企業の資格

提案審査前の確認事項：①から④までの要件を満たすこと。複数の者が工事監理企業として参加する場合は、①及び④の要件は全ての者が満たすこととし、②及び③は少なくとも 1 者が満たすこと。

優先交渉権者決定後の確認事項：⑤の要件を満たすこと

① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

② 平成 17 年 4 月 1 日から公告日までの間で、次に掲げるア又はイの要件を満たす建築物の新築、増築、改築又は大規模改修工事の監理業務を元請として履行した実績を有する者であること。

ア 同種施設

次に掲げる a 及び b の要件を満たす建築物（増築の場合は、当該部分）であること

a 次に掲げる用途に該当すること

劇場

b 次に掲げる条件に該当すること

1,200 席以上の客席を有する、又は延べ面積が 10,000 ㎡以上であること

※ 複合施設の場合は、a の用途に供する部分が上記の条件に該当すること

イ 類似施設等

次に掲げる a 及び b の要件を満たす建築物（増築の場合は、当該部分）であること

a 次に掲げる用途に該当すること

類似用途（劇場、映画館、美術館、博物館、図書館）又は公共施設（類似用途を除き、住民の利用に供するための施設に限る）

b 次に掲げる条件に該当すること

800 席以上の客席を有する、又は延べ面積が 6,000 m²以上であること

※ 複合施設の場合は、a の用途に供する部分が上記の条件に該当すること

③ 配置予定技術者として、次に掲げるア及びイの要件を満たす管理技術者及び主任担当技術者を本事業の期間中に配置できること。

ア 参加表明書の提出日以前に応募者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であること

イ 管理技術者にあつては、一級建築士取得後 13 年以上の建築に係る設計業務経験を有する者であること

④ 施工企業でない者であるか、又は施工企業と資本面若しくは人事面において関係がない者であること。

⑤ 令和 6・7 年度徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）（以下「参加資格業者名簿」という。）に登載されている者であること。ただし、当該名簿に未登載である場合は、令和 7 年 11 月 28 日（金）までに、測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査の申請を行っている者に限る。

(5) 施工企業の資格

提案審査前の確認事項：①から④までの要件を満たすこと。複数の者が施工企業として参加する場合は、①及び④の要件は全ての者が満たすこととし、②及び③は少なくとも 1 者が満たすこと。

優先交渉権者決定後の確認事項：⑤の要件を満たすこと

① 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評価値が、890 点以上であること。

② 平成 17 年 4 月 1 日から入札公告日までの間で、次に掲げるア又はイの要件を満たす建築物の新築、増築、改築又は大規模改修工事の施工業務を元請として履行した実績を有する者であること。

ア 同種施設

次に掲げる a 及び b の要件を満たす建築物（増築の場合は、当該部分）であること

a 次に掲げる用途に該当すること

劇場

b 次に掲げる条件に該当すること

1,200 席以上の客席を有する、又は延べ面積が 10,000 m²以上であること

※ 複合施設の場合は、a の用途に供する部分が上記の条件に該当すること

イ 類似施設等

次に掲げる a 及び b の要件を満たす建築物（増築の場合は、当該部分）であること

a 次に掲げる用途に該当すること

類似用途（劇場、映画館、美術館、博物館、図書館）又は公共施設（類似用途を除き、住民の利用に供するための施設に限る）

b 次に掲げる条件に該当すること

800 席以上の客席を有する、又は延べ面積が 6,000 m²以上であること

※ 複合施設の場合は、a の用途に供する部分が上記の条件に該当すること

③ 配置予定技術者等として、参加表明書の提出日以前に応募者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者である、現場代理人及び建設業法第 26 条第 2 項に基づく監理技術者等を専任で配置できること。

④ 工事監理企業でない者であるか、又は工事監理企業と資本面若しくは人事面において関係がない者であること。

⑤ 令和 7 年度徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に建設工事の種類が「建築一式工事」で登載されている者であること。ただし、当該名簿に未登載である場合は、令和 7 年 11 月 28 日（金）までに、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査の申請を行っている者に限る。

9 参加表明書の提出

① 受付期間

- ・ 公告日から令和 7 年 12 月 2 日（火）午後 5 時まで（必着）

② 提出先

- ・ 〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県 観光スポーツ文化部 文化振興課（文化プロジェクト担当）

※ 封筒の表書に「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業__参加表明書在中」と記載してください。

③ 提出方法

- ・ 郵送又は信書便事業者による配送にて提出してください。

④ 提出書類

- ・ 様式 1：参加表明書

- ・ 様式 2-1 から 2-3 まで：業務分担表
- ・ 様式 3-1 から 3-3 まで：業務実績調書
- ・ 様式 4：配置予定技術者一覧表
- ・ 様式 4-1 から 4-3 まで：配置予定技術者調書
- ・ その他県が求める提出書類（構成員の企業概要など）

⑤ 参加資格の確認通知

- ・ 参加資格の確認結果は、令和 7 年 1 2 月 5 日（金）までに、事務局から電子メールにより通知いたします。
- ・ 参加資格を満たしている応募者には、技術提案書の管理に用いる受付番号を通知します。
- ・ 参加表明書を提出された方は、次のとおり、それぞれ対応してください。

参加表明書を提出された方の区分		対応
1 2 月 5 日までに通知を受け取った方	参加資格を満たしている旨の通知を受け取った方	特に対応は必要ありません。
	参加資格を満たしていない旨の通知を受け取った方	「参加資格がないと認められた理由の説明」を求めることができます。説明を求める場合は、令和 7 年 1 2 月 1 2 日午後 5 時までに上記提出先宛に請求文書を送付ください。
1 2 月 5 日までに通知を受け取っていない方		令和 7 年 1 2 月 1 2 日午後 5 時までに「文化振興課（088-621-2249）」までお電話ください。

⑥ その他

- ・ 早期段階での参加資格要件の確認等のため、参加表明書提出の時点において、可能な限り、グループの構成を完了することとしてください。総括企業を含む一部構成員（総括企業のみを含む）による参加表明書の提出も認めますが、その場合、技術提案書等の提出までに、参加資格要件を満たすグループを構成の上、改めて「④ 提出書類」を提出してください。提出物の受理後、速やかに「⑤ 参加資格の確認通知」に準じた手続きを行います。
- ・ 様式集の留意事項を遵守してください。

10 技術提案書等の提出

① 受付期間

- ・ 令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 5 時まで（必着）

② 提出先

- ・ 〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地
徳島県 観光スポーツ文化部 文化振興課（文化プロジェクト担当）

※ 封筒の表書に「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業__技術提案書在中」と記載してください。

③ 提出方法

- ・ 郵送又は信書便事業者による配送にて提出してください。

④ 提出物

- ・ 技術提案書
- ・ 提案時参考見積書

⑤ 技術提案書の体裁

- ・ 以下の体裁等を遵守する範囲内で、自由様式とします。

記載方法	自由記述とし、次の記載内容を、文章、表、イメージ図、スケッチ、イメージ写真等を用いて分かりやすく表現すること。 プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと（事業者）」を選ぶものであることを踏まえ、文章により明確に表現することを基本とし、その他の視覚的表現は、文章を補完するものであることに留意すること。	
枚数 記載内容	2枚以内（A3版・JIS規格） ※折り込み不可	審査基準・別表の「業務全般」の項目について記載すること。 なお、事業工程表は必ず含めること。
	7枚以内（A3版・JIS規格） ※折り込み不可	審査基準・別表の「設計業務」の項目について記載すること。 なお、以下に掲げる項目は必ず含めること。 ・ コンセプト ・ 配置図 ・ 各階平面図 ・ 断面図 ・ イメージパース（外観・内観） ・ 大ホール機能計画（座席数、建築音響計画、舞台機構・照明・音響計画、遮音振動対策等） ・ 多目的スタジオ、活動室、共通ロビー等機能計画 ・ 面積表 ・ 備品調達計画（提案する場合）
	2枚以内（A3版・JIS規格） ※折り込み不可	審査基準・別表の「施工業務」の項目について記載すること。
	2枚以内（A3版・JIS規格） ※折り込み不可	審査基準・別表「維持管理業務・施設運営業務」の項目について記載すること。
字の大きさ	指定しない。	

	ただし、提出された技術提案書原本で審査することを考慮して、適正な大きさ とすること。
図の縮尺	指定しない（各図の近傍に用いた縮尺を記載すること）。
タイトル	図書の 1 枚目に分かりやすく表示すること。
受付番号 通し番号	全ての図書の右上に縦 1.5 c m×横 5 c mの枠を設け、その中に上記 9 ⑤で示 した「受付番号」と、図書の「通し番号（1/〇、2/〇、・・・）」を記載すること。
印刷方法	片面印刷、彩色可能
余白	指定しない

- ・ 要求水準書に記載する内容について、「藍場浜公園西エリアにおける新ホール早期整備プラン」に
記載する内容と齟齬がない範囲内で、定める仕様に関わらず、施設の機能向上等につながる提案や、
維持管理・施設運営等の視点を踏まえた施設の最適化に資する提案はできるものとしますが、その場
合、当該提案を行う部分を明示してください。なお、明示方法は任意とし、別紙とする場合は上記の
枚数に含める必要はありません。
- ・ 評価は、要求水準書の記載内容を踏まえつつ、特に「11 審査・選定」の「(3) 審査基準」による
こととしておりますので、技術提案書の作成に当たっては参考にしてください。

⑥ 提案時参考見積書の体裁

- ・ 以下の様式に応じた見積書を提出してください。
- ・ 下記様式に加え、VFM など、建設コストとランニングコストを合わせたトータルコストの低減につい
て説明できる資料を提出してください。

様式 5	提案時参考見積書
様式 5—1 など	提案時見積内訳書

⑦ 提出形式

- ・ 上記⑤に従って作成した技術提案書を「12 部（そのうち 1 部は審査会での掲示用にスチレンボード
（厚 5 mm）に貼り付けたもの）」提出してください。
- ・ スチレンボードに貼り付けた 1 部を除く 11 部の技術提案書については、1 部ごとにクリップ留めと
してください。
- ・ 上記⑥に従って作成した提案時参考見積書を「11 部」提出してください。
- ・ 提案時参考見積書は、1 部ごとに左上をステープル留めとしてください。
- ・ 技術提案書及び提案時参考見積書を電子データ（PDF 形式）で保存した CD-R を「2 部」（表面に受
付番号を記載）提出してください。

⑧ 受理確認通知

- ・ 提出物の受理確認は、令和 8 年 3 月 5 日（木）の正午までに、事務局から電話（参加表明書
に記載された窓口の電話番号あて）により通知いたしますので、電話連絡を確実に受けられる
準備を整えておくようお願いします。

⑨ その他

- ・ 技術提案書の体裁、形式等について不備があった場合、「14 その他留意事項」の(7)、(8)に掲げる「失格」又は「無効」要件に該当し、原則として審査対象から除くこととなりますので、くれぐれもご注意ください。
- ・ 様式集の留意事項を遵守してください。

11 審査・選定

(1) 審査委員会の設置

- ① 審査は、外部の学識経験者等から構成する「藍場浜公園西エリア新ホール整備事業・公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置して行います。なお、審査委員会は、次の委員により構成されています。

（敬称略・分野別・五十音順）

分野	氏名	所属・役職
建築・まちづくり	(さとう しんや) 佐藤 慎也	日本大学理工学部建築学科 教授 八戸市美術館 館長
	(ふかお せいいち) 深尾 精一	首都大学東京（現東京都立大学） 名誉教授
	(やまなか ひでお) 山中 英生	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 研究部長
舞台芸術	(いとう ひさゆき) 伊藤 久幸	公益財団法人札幌市芸術文化財団 市民交流プラザ事業部 舞台技術アドバイザー
	(わたなべ ひろし) 渡辺 弘	岡山芸術創造劇場 劇場長兼プロデューサー
地域連携	(さの やすし) 佐野 靖	徳島文理大学 副学長 東京藝術大学 名誉教授
音楽	(みやけ たかのり) 三宅 孝典	徳島文理大学 教授 Osaka Shion Wind Orchestra 楽団員

- ② 審査委員長が必要があると認めたときに意見又は説明を聴くことができる学識経験者（以下「アドバイザー」という。）として、次の方を指定しています。

氏名	所属・役職
(かねこ おさむ) 金子 治	広島工業大学工学部建築工学科 教授
(よしなが はるゆき) 吉長 成恭	一般社団法人ちゅうごく PPP・PFI 推進機構 代表理事

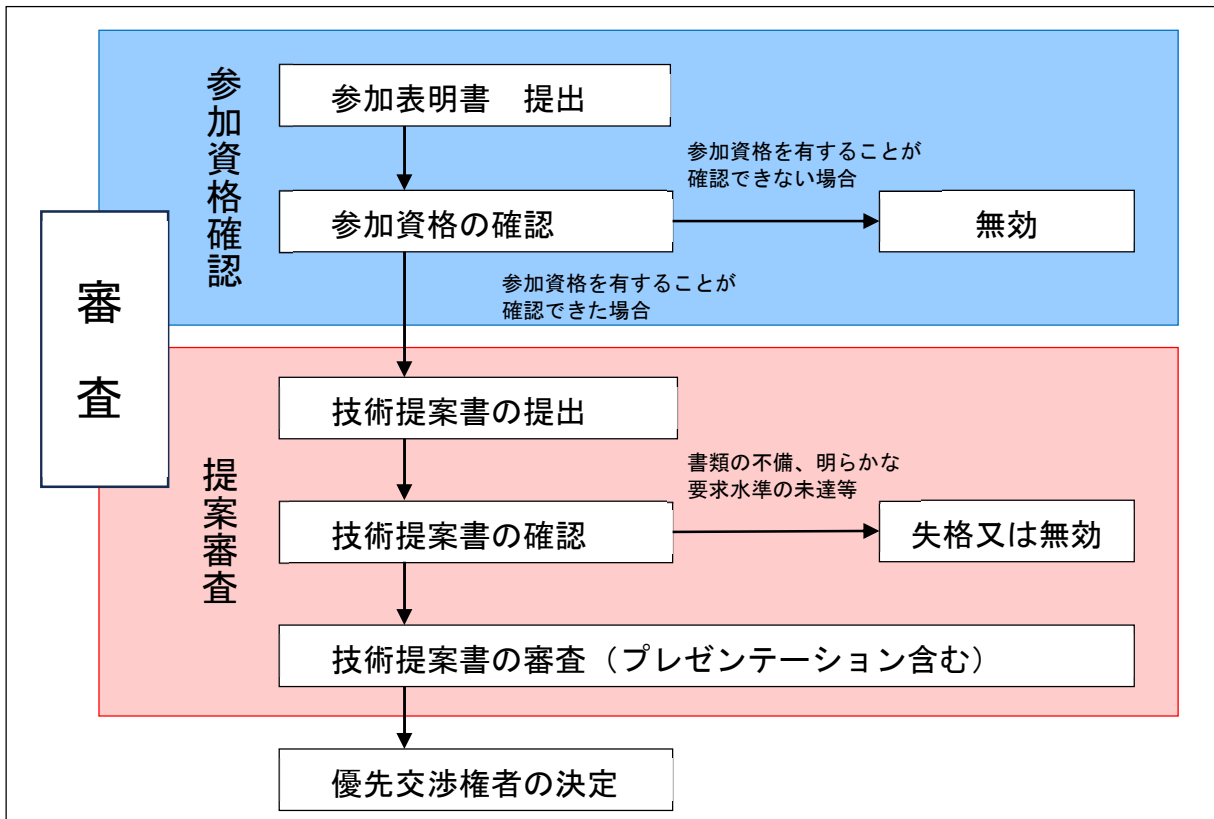
(2) 審査方法

(2-1) 審査の構成

事務局による参加資格確認と、「工程管理」「コスト管理」などの「業務全般」及び「施設計画」「施工計画」「維持管理・施設運営計画」の業務を対象とした技術提案書による審査を行います。

(2-2) 選定フロー

優先交渉権者決定までの流れを下図に示します。



(2-3) 審査の手順

- ・ 審査は、事務局による「参加資格確認」と審査委員による「提案審査」によるものとします。
- ・ 提案審査は、徳島県内に設置された審査会場に審査委員が集まって実施するものとします。
ただし、審査委員の都合により、オンラインでの参加となる場合があります。
- ・ 特に優れた提案をした1者を優先交渉権者として、次に優れた提案をした1者を次点交渉権者として選定します。

① 参加資格確認

- ・ 応募者から提出される資格審査に関する書類をもとに、応募者が参加資格を満たしているか否かを事務局において確認し、確認結果を通知します。

② プレゼンテーション審査（令和8年3月24日）

- ・ 提案内容に関する確認や補足説明を受けることを目的として、プレゼンテーション審査を実施します。なお、プレゼンテーションの時間、場所及び開催方法は別途通知します。
- ・ プレゼンテーション審査は、応募者から事前に提出された技術提案書を用いて行うものとし、当日の差し替えや資料の追加は認めません。
- ・ 技術提案書以外のプレゼンテーション資料及び模型の制作は認めません。
- ・ 技術提案書は、プロジェクトによるスクリーン投影を行うことができるものとします。
- ・ プレゼンテーションの発表者は、応募者の構成員に所属する者で、7名以内（パソコン等の操作者はこれに含みません）とします。
- ・ プレゼンテーション審査は、1者あたりの発表時間を30分間、質疑応答時間を最大45分間とします。質疑応答時間の終了については、個別に委員長が判断するものとします。
- ・ プレゼンテーション審査は、「(3) 審査基準」により、各審査委員が個別に採点を行います（一次採点）。
- ・ プレゼンテーション審査は公開とします。

③ 審議（令和8年3月24日）

- ・ プレゼンテーション審査を通じて得られた一次採点の結果を参考に、「(3) 審査基準」に基づき審査委員同士の議論を行い、その内容を踏まえて各審査委員が個別に採点を行います（二次採点）。二次採点に当たっては、一次採点の結果を基本として、その結果を更新することとします。
- ・ 各審査員の二次採点の合計が最も高い応募者を優先交渉権者として、優先交渉権者の次に合計が高い応募者を次点交渉権者として選定します。
- ・ 二次採点の合計が最も高い応募者が複数ある場合は、審査委員同士の議論により優先交渉権者を決定します。
- ・ 二次採点の合計が5割を下回る技術提案書の応募者は、優先交渉権者又は次点交渉権者として選定しません。
- ・ 審議は非公開としますが、後日、議事概要を公表します。
- ・ 審査委員会は、後日、全体総評を公表します。

(2-4) 審査結果の通知・公表

- ① 参加資格確認の結果は、各応募者に通知します。
- ② 提案審査の結果は、提案審査参加者に通知し、公表します。

(3) 審査基準

(3-1) 評価項目

提案審査における評価項目は、別表によるものとします。

(3-2) 点数化の手順

- ① 審査委員は、各評価項目について、A・B・C・D・Eの5段階で評価を行います。
- ② 事務局は、審査委員による各評価項目ごとの評価結果に対して、下表にしたがって点数化を行います。

- ③ 事務局は、各評価項目ごとに点数化した数値を合計し、その値の小数点第1位を四捨五入し、整数とした値をもって採点結果とします。

評価	評価内容	採点基準
A	非常に優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	標準的である	配点×0.50
D	やや及ばない	配点×0.25
E	評価できる記載がない	配点×0.00

(4) 優先交渉権者の選定に係る非選定理由についての質問

優先交渉権者に選定されなかった者は、次のとおり、その理由について説明を求めることができます。

- ① 当該非選定理由についての質問書の提出期間
 - ・ 優先交渉権者決定日から1週間
- ② 提出先
 - ・ 徳島県 観光スポーツ文化部 文化振興課（文化プロジェクト担当）
 - ・ E-mail bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp
 - ・ TEL 088-621-2249
- ③ 提出方法
 - ・ 質問書（任意様式）を、電子メールにて提出してください。
 - ・ 送信後に、電話により受信を確認してください。
- ④ 回答
 - ・ 質問書受付日から、1週間を目処に通知します。

12 優先交渉権者決定後の交渉、契約締結

- ・ 優先交渉権者の決定後、優先交渉権者が「8 参加資格要件」の(3)④、(4)⑤及び(5)⑤に示す資格を満たしていることを確認し、資格を満たしていることが確認できた後、提案内容に基づき、事業内容や条件、価格等について交渉を行います。
- ・ 契約内容については、優先交渉権者決定後に、協議を行う予定としています。また、「3 事業方式等」の「(2) 業務範囲及び業務内容」に記載している「②維持管理・施設運営業務」は、「①設計、施工等業務」と分けて契約することとし、現時点では、指定管理者制度の導入を念頭に置いています。
なお、指定管理者制度の導入を行う場合は、県の同制度の考え方に準拠することを見込みます。
- ・ 上記交渉が成立し、必要な県の予算措置、契約に係る徳島県議会での承認も含めて整った場合に、業務全体に係る基本協定等を締結するとともに、契約手続きを行います。
- ・ 優先交渉権者と基本協定等の締結に至らなかった場合、または優先交渉権者が辞退した場合等においては、次点交渉権者と交渉することとします。

- ・ SPC を設立後、速やかに SPC に係る商業登記簿謄本及び定款の写し等必要書類を県に提出してください。

13 その他契約に関する事項

(1) 書類の優先順位

書類の優先順位は、次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とします。
その他、優先順位等について疑義が生じた場合には、県と協議の上で決定することとしてください。

- ①契約書
- ②質問回答書
- ③要求水準書
- ④技術提案書

(2) 特殊な技術に基づく技術提案の採用

公募型プロポーザル方式を採用し、優先交渉権者との見積合わせによる随意契約の締結を行う場合は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）」第 11 条の規定に従う必要があります。

本事業にあつては、同条第 1 号に規定する「特許権等の排他的権利」又は「特殊な技術」に係る特定役務の調達の相手方として優先交渉権者を特定する必要があることから、狭小であわぎんホールや幹線道路・河川に隣接した敷地、既存地下構造物の解体・改修（本業務で実施する場合）、地下水対策、傾斜した支持地盤での杭工事施工など、本工事の工事特性を踏まえ、工事を円滑に進めるための工夫などについて、特許権等の排他的権利や特殊な技術に基づく技術提案を求めることとします。

(3) 整備財源

整備財源として、国庫補助金や、交付税措置のある起債等の活用を想定していることから、県の実質的な負担の低減につながる技術提案を求めます。また、優先交渉権者決定後において、関係資料作成等の支援を求めることがあります。

(4) 提案事業費の取扱い

優先交渉権者は、技術提案書提出時の提案事業費を遵守することを基本としますが、優先交渉権者決定後の交渉、基本協定等において、社会経済情勢の変化等に起因する提案事業費の変更に係る取扱いを定めることとし、その具体的内容については県との協議によることとします。

また、工事を伴う契約に当たっては、徳島県公共工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）をもとにその内容を協議することとなり、賃金水準又は物価水準の変動に基づく工事費の変更については、約款に準じた取扱いをすることを見込みます。

(5) 事業者とのリスク分担

優先交渉権者決定後、基本協定等や契約の締結までに、詳細なリスク分担について協議をすることを予定しますが、質問及び回答、個別対話等を経て、リスク分担の考え方を本書に追加する場合があります。

なお、提案内容にもよりますが、「3 事業方式等」の「(2) 業務範囲及び業務内容」に記載している「②維持管理・施設運營業務」の事業期間における、建物・設備等の修繕等については、県の指定管理者制度に係る考え方を基本として、リスク分担を整理することを見込んでいます。

14 その他留意事項

(1) 費用負担

- ・ 参加表明書及び技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、応募者が負担するものとします。

(2) 賞金

- ・ 提案審査参加者には、賞金を支払うこととします。

(3) 提出書類の取扱い

- ・ 応募者より提出された書類等は返却しないものとします。
- ・ 技術提案書に含まれる著作権、特許権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて応募者が負うものとします。
- ・ 参加表明書及び技術提案書等は、本手続以外に応募者に無断で使用しませんが、公平性、透明性及び客観性を確保するために必要があるときは、公表することがあります。

(4) 徳島県からの提示資料の取扱い

- ・ 県が本事業に関して提供する資料は、本事業への提案に係る検討以外の目的で使用しないでください。

(5) 複数提案の禁止

- ・ 応募者は、1つの提案のみ行うことができるものとします。

(6) 使用言語及び通貨

- ・ 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。

(7) 失格要件

- ・ 以下に掲げるいずれかに該当する場合は、その応募者は失格となる場合があります。
 - ア 各法令等に適合しないことが判明した場合
 - イ 参考見積価格が応募要項で示す事業費参考価格を超過している場合
 - ウ 優先交渉権者決定後に、配置予定技術者を配置できなくなった場合（ただし、同等の資格を有する者に変更し、徳島県が認めた場合はこの限りでない。）

(8) 無効要件

- ・ 以下に掲げるいずれかに該当する場合は、その応募者は無効となる場合があります。
 - ア 他人の作品を盗用した疑いがあると審査委員会が認めた場合
 - イ 本プロポーザルに関し、審査委員及びアドバイザーに、直接、間接を問わず接触を求めた場合
 - ウ 参加資格要件を満たさない場合
 - エ 提出書類に関して、次のいずれかに該当する場合
 - ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ・ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

- ・ 虚偽の記載がある場合
- オ その他、審査委員会が不適格と認めた場合

(9) 技術提案書不履行に関する措置

事業者は、技術提案書に記載された内容等に基づき、責任を持って履行するものとし、履行状況については、設計中、施工中、施工完了時、維持管理・施設運営期間中等に県と事業者間で確認します。

なお、技術提案書に記載した事項を達成することが困難と認められる場合、代替案等について県と事業者間で協議を行いますが、県の承認が得られない場合は、違約金又は損害賠償請求などの措置を行うことがあります。

また、技術提案書に記載された内容は、優先交渉権者決定後、県と十分に協議して進めることとし、その結果、提案が採用されないこともあり得ますので、その点に留意して提案を行ってください。

(10) 事業期間中のモニタリング

設計・施工等業務等の期間中における履行状況の確認に加え、維持管理・施設運営業務の期間中においては、要求水準書、技術提案書に記載された内容等の履行状況の確認はもとより、中長期的な事業期間となる本事業の特性も踏まえ、新ホールで実施する維持管理や、施設運営、事業展開等による定量的、定性的両面からの効果を的確に検証、評価するモニタリングの体制を構築する予定としています。

また、モニタリングについては、「事業者によるセルフモニタリング」、「県などによるモニタリング」の両面からの実施を見込んでいます。

15 担当窓口

- ・ 徳島県 観光スポーツ文化部 文化振興課（文化プロジェクト担当）
- ・ 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
- ・ E-mail:bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp
- ・ TEL:088-621-2249 FAX:088-621-2934

Summary

- (1) Contract details:Arts and Culture Hall design, construction and operation.
- (2) Project Main address:2-4 Aibacho, Tokushima City, Tokushima Prefecture.
- (3) Application submission deadline:5:00pm, Tuesday, December 2, 2025.
- (4) Technical proposal submission deadline:5:00pm, Monday, March 2, 2026.
- (5) Contract information: Tokushima Prefectural Government, Tourism, Sports and Culture Department,
Cultural Promotion Division
Bandai-town, Tokushima City, Tokushima Prefecture
770-8570, Japan
TEL:81-88-621-2249 FAX:81-88-621-2934